

学校法人多摩美術大学通勤手当支給に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人多摩美術大学が雇用する者の通勤手当の支給について定める。

(支給対象者)

第 2 条 通勤手当の支給対象者は以下のとおりとし、交通手段及び通勤経路は、最も経済的かつ合理的と認められるものとし、本人の申告をもとに本学が決定する。

一 自宅から勤務地までの距離が、本学が指定するシステム上において実測で片道 1.2km 以上であること。

二 通勤手当の対象となる交通手段は、電車、バス、自家用車（バイクを含む）とする。

ただし、バス路線については、自宅から最寄駅若しくは勤務地までが、本学が指定するシステム上において実測で 1.2km 以内の場合は、これを認めない。

(通勤手当の算出)

第 3 条 前条により本学が決定した交通手段及び通勤経路による日額×出勤日数分を支給する。

2 自家用車（バイクを含む）については、通勤距離に本学が定める 1km あたりガソリン単価を掛けて日額を算出するものとする。

ただし、片道 50km 未満の場合、有料道路代は支給しない。

3 支給は非課税限度額(1 ヶ月 150,000 円)かつ 1 日あたり 20,000 円を上限とする。

(申告)

第 4 条 本学が指定する所定様式において申告するものとし、次の各号の一に該当する場合は、あらためて申告しなければならない。

一、住所または勤務地に変更のあった場合

二、運賃改正により、通勤定期料金に変更のあった場合

(支給)

第 5 条 通勤手当の支給は、申告のあった月からとし、遡及して支給しない。

第 6 条 通勤手当は翌月の給与支給日に支給する。

附 則

1、この内規は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2、従来の、ガソリン代の実費支給は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。